

高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金

申請手続きに係る Q&A

I 対象者について

Q1：この補助金の対象者は？

A：次の要件すべてに該当する中小事業者（個人事業者を含む）が対象となります。
（高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付要綱（以下「要綱」）第3条関係）

【要 件】

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 申請時点において市税を滞納していないこと。
- (3) 市内の事業所に適用される就業規則の作成又は改定を行うこと。
- (4) 常時雇用する従業員が5人以上いること。
- (5) 補助金の対象経費について、他の金銭等（働き方改革推進支援助成金等）を受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）。

Q2：中小事業者の定義とは？

A：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者のことです。

下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。

業 種	中小企業者 （下記のどちらかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ホテル・旅館は、中小企業信用保険法施行令第1条第2項「旅館業」の定めにより、資本金の額又は出資の総額5千万以下、常時使用する従業員数は200人以下。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）は対象外とします。

※みなし大企業は対象外とします。（みなし大企業の定義は以下のとおり）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q3：事業所は市内だが、代表者の住所が市外の場合は対象となるか？

A：Q1回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q4：代表者の住所は市内だが、主たる事業所（店舗等）が市外の場合は対象となるか？

A：市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者を対象としているため、対象とはなりません。本社又は主たる事業所が在る都道府県や市町の支援施策をご活用ください。

Q5：本社や本店等が市外にある事業所で、事務所・営業所・店舗等が市内にある場合、対象となるか？

A：要綱第3条第1項第1号の規定「市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。」としており、本社又は主たる事業所が市内にない事業所は、対象とはなりません。

※主たる事業所とは、実際に主たる事業活動を行っている事務所・営業所・店舗などをいいます。
(対象の事業所について、従業員数が最も多い、売上比率が最も高い、など)

Q6：企業単位（法人全体）ではなく、本社、支店、工場などの事業場単位で就業規則を作成・届出している場合であっても、対象となるのか。

A：対象の事業場が、要綱第3条第1項第1号の規定「市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。」に該当する場合は対象となります。

Q7：補助金の交付は、1奨励対象者につき1回限りとする（要綱第5条関係）とあるが、同一人物が複数の中小事業者の代表者である場合、各事業者における補助金の申請はどのように考えるか？

A：代表者が同じであっても、それぞれの事業者で対象認定を取得している場合（法人に限る）は、各事業者ごとに申請することができます。

Q8：同等と市長が認める者（要綱第2条関係）とは？

A：公共法人（※）を除く、財団法人、社団法人、学校法人、NPO法人等の各種非営利法人をいいます。
※公共法人とは、法人税法第2条別表第1をご参照ください。

注：政治団体や宗教法人は対象外とします。

Q9：農業や漁業従事者も補助対象者となるか？

A：要件に合致していれば対象とします。農業法人も対象とします。

II 補助金及び補助対象経費について

Q10：この補助金の額はいくらか？

A：働きやすい職場環境の整備を目的として行う就業規則の作成又は改定に要する経費のうち、社会保険労務士その他専門家への委託料の2分の1に相当する額で、上限は10万円です。

Q11：就業規則を作成又は改定すればすべて対象になりますか？

A：単なる形式的な作成又は改定では対象になりません。働きやすい職場環境の整備を目的として、以下の項目（要綱第4条関係）のうち、就業規則に少なくとも1つ以上を新たに整備又は拡充する必要があります。

- (1) ハラスメント防止に関する事項
- (2) 労働時間の適正管理に関する事項
- (3) 育児、介護及び看護に係る休暇等に関する事項
- (4) 柔軟な働き方（短時間勤務、テレワーク等）に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

Q12：どのような経費が対象ですか？

A：就業規則作成又は改定に要する経費のうち、社会保険労務士その他専門家への委託料が対象です。

Q13：自社で就業規則を作成した場合や、顧問社労士への月額顧問料は対象になりますか？

A：いずれも対象外です。本補助事業に直接対応する業務として区分された社会保険労務士その他専門家への委託料のみが対象となります

Q14：消費税は対象になりますか？

A：対象外です。補助対象経費は、税抜き額で算定してください。

Q15：他の補助金（国の「働き方改革推進支援助成金」など）と併用はできますか？

A：他の補助金との併用は一切できません。

Ⅲ 添付書類

Q16：申請手続きに記載する内容や添付する書類は？

A：高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に加えて、下記の添付書類を提出ください。

- (1) 労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則(変更)届又はこれに類する書類の写し
- (2) 就業規則の写し(改定の場合は、当該写しに加え、改定箇所が分かるもの)
- (3) 市税完納証明書
- (4) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (5) 補助対象経費（社会保険労務士その他専門家への委託料）の請求書および領収書の写し等
- (6) その他市長が必要と認める書類

Q17：労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則(変更)届又はこれに類する書類の写しの、「これに類する書類」とは、どのような書類ですか？

A：各事業場において常時雇用する従業員数が5人以上10人未満で、労働基準監督署への就業規則の届出を行っていない場合は、作成又は改定した就業規則を全労働者に周知したこと及びその周知日が確認できる書類を提出してください。

また、従業員数にかかわらず、労働基準監督署へ就業規則を届け出たものの、受付済みの控えを保有していない場合も、同様の書類を提出してください。

具体的には、次のような書類が該当します。

- (1) 全労働者へのメール送信、回覧又は配付の事実及びその日付が確認できる書類
- (2) 事業場内への掲示の事実及びその日付が確認できる写真等
- (3) 労働者代表の氏名及び全労働者への周知日が確認できる申立書等
- (4) その他、制度の内容を全労働者に周知したこと及びその周知日を客観的に確認できる書類

Q18：労働基準監督署に電子申請（e-Gov）した場合は、どのような書類を提出すれば良いですか？

A：受付印が印字された申請書控えを提出してください。

Q19：就業規則の改定の場合、改定箇所が分かるものとは、どのような書類を提出すれば良いですか？

A：就業規則の改正箇所に下線を引く、新旧対照表を提出するなど、明確に分かるように書類を提出してください。

Q20：市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類について、履歴事項全部証明書や確定申告書で確認できない場合は、追加でどのような書類を提出すれば良いか？

A：法人の場合は、法人税の確定申告書（別表1）や会社案内・公式ウェブサイトなど、個人事業者の場合は、所得税青色申告決算書または収支内訳書、会社案内・公式ウェブサイトなどで確認します。また、開業して間もなく、確定申告を終えていない場合は、開業届の写しで確認します。

Q21：市税の完納証明書は、誰のものを添付すればよいか？

A：法人の場合は法人のものを、個人事業者の場合は代表者個人のものを添付してください。

Q22：振込口座の通帳の写しは、どのページをコピーして添付すればよいか？

A：通帳の表紙を開いた見開きのページ（口座名義・支店名・口座番号の記載があるページ）の写しを添付してください。なお、ネットバンキングの場合、上記の内容が確認できるページの写しを添付してください。

Ⅳ 申請方法・支給方法

Q23：申請期間は？

A：労働基準監督署へ就業規則の届出後、その年度の3月31日までに申請してください。
ただし先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了する場合があります。

Q24：申請手続はどのようにすればよいか？

A：申請書類を（公財）結のたかさご（みどりの相談所）へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。なお、申請書類は窓口でお渡しするか、当該法人又は高砂市役所のホームページからダウンロードいただけます。

住所：〒676-0828 高砂市阿弥陀町地徳 301 番地（市ノ池公園みどりの相談所内）

名称：公益財団法人結のたかさご

電話：079-446-8096

Q25：申請手続きをしたいが事業主本人以外の申請は可能か？

A：可能です。

Q26：補助金は、いつ振り込まれるのか？

A：申請書類に不備等がなければ、補助金交付の決定後、2週間から3週間程度での振込を予定しています。なお、補助金交付の決定までは、申請後3週間程度要する見込みです。

Q27：補助金の振込先となる金融機関に指定はあるか？

A：特にありません。ゆうちょ銀行や農協、ネット銀行等でも可能です。

Ⅴ その他

Q28：補助金の返還を求められる場合はあるのか？

A：補助金の交付を受けた中小事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

（３）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は関係法令に違反したとき。